

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(奈良県環境影響評価条例の一部改正)

第一条 奈良県環境影響評価条例(平成十年十二月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第三項中「条例」の下に「(この章を除く。)」を加える。

第六条中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)」を加える。

第七条中「公告し、方法書」の下に「及び方法書要約書」を加え、「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(方法書説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、方法書要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の規定により方法書説明会を開催

した場合にあつてはその実施状況を、前項の規定により方法書説明会を開催しなかつた場合にあつてはその事由及び方法書の記載事項を周知させるためにとつた方法を、速やかに、知事及び第六条に規定する市町村長に報告しなければならない。

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第十五条」を削り、「要約書」を「準備書要約書」に改める。

第十四条中「要約書」を「準備書要約書」に、「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第十五条の見出し及び同条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第六条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

第十五条第三項及び第四項を削る。

第二十条中「要約書」を「評価書要約書」に改める。

第二十一条中「要約書」を「評価書要約書」に、「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（対象事業完了後の環境の保全のための措置の報告等）

第二十九条の二 事業者は、対象事業が完了したときは、規則で定めるところにより、それまでに行つた第十二条第一項第六号イに掲げる措置の実施の状況、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて当該事業の実施において講じたものについて、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による報告の内容について、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

第三十三条を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合

を含む。以下この項において同じ。）の規定により意見を求められたときは、規則で定める期間内に、審議会の意見を聴いて、法第三条の七第一項の規定により意見を求めた者に対し、法第三条の三第一項の配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、法第三条の三第一項の配慮書について関係する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項に規定する市町村長の意見を勘案するものとする。

第三十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法対象事業に係る環境の保全のための措置の実施状況の報告等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 法第二条第五項に規定する事業者は、規則で定めるところにより、法第三十八条の二第一項に規定する報告書に記載された事項を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

第三十六条中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を「関係地域」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2 事業者は、前項各号のいずれかに該当する事業を行う場合は、可能な限り、環境の保全について適正な配慮を行うよう努めなければならない。

第二条 奈良県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 方法書の作成等（第五条―第十一条）」を「第一節 配慮書の作成等（第四条の二―第四条の九）」とし、「第二節」を「第三節」に、「第三節」を「第二節 方法書の作成等（第五条―第十一条）」とし、「第四節」を「第五節」に、「第五節」を「第六節」に、「対象事業に関する」を「対象事業等に関する」に改める。

第四條第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次条の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

第三章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節を第四節とする。

第十二条第二項中「第五条第二項」を「第四条の三第二項」に改める。

第十八条第二項中「第十条第二項」を「第四条の八第二項」に、「前条」を「第四条の四」に改める。

第三章第二節を同章第三節とする。

第五条第一項中「事業者は」の下に「、配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の六の意見が述べられたときはこれに配意し、第四条の八第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項を決定し」を加え、同項第四号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第四条の六の意見

六 第四条の八第一項の知事の意見

七 前二号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

九 その他規則で定める事項

第五条第二項を次のように改める。

2 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、「第四条の六の意見が述べられたときはこれに配意し、第四条の八第一項の意見」とあるのは「法第三条の六の意見」と、「第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項」とあるのは「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第四号中「第四条の三第一項第四号」とあるのは「法第三条の三第一項第四号」と、同項第六号中「第四条の八第一項の知事」とあるのは「法第三条の六の主務大臣」と、同項第九号中「その他規則で定める事項」とあるのは「法第五条第一項第八号に掲げるその他環境省令で定める事項」とし、同項第五号の規定は、適用しない。

第五条に次の一項を加える。

3 第四条の三第二項の規定は、方法書の作成について準用する。

第十条第二項を次のように改める。

2 第四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定により知事が方法書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条の四に規定する市町村長」とあるのは、「第六条に規定する市町村長」と読み替えるものとする。

第十条第三項を削る。

第十一条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第八号」に改める。

第三章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 配慮書の作成等

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 配慮書対象事業(第二条第二項の規則で定める事業(法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。))をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。))は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項を決定するに当たっては、環境影響評価技術指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。))における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。))についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第四条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。))を作成しなければならない。

一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 配慮書対象事業の目的及び内容

三 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

2 相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書

対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付）

第四条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を送付しなければならない。

（配慮書についての公告及び縦覧）

第四条の五 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（配慮書についての意見書の提出）

第四条の六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、配慮書事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

（配慮書についての意見の概要の送付）

第四条の七 配慮書事業者は、前条の期間を経過した後、知事及び第四条の四に規定する市町村長に対し、前条の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（配慮書についての知事の意見）

第四条の八 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、審議会の意見を聴いて、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第四条の四に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案するとともに前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

(配慮書対象事業の廃止等)

第四条の九 第四条の五の規定による公告を行った配慮書事業者(第七条又は法第七条の規定による公告を行ったものを除く。)は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第四条の四に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。
- 三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第四章の章名中「対象事業」を「対象事業等」に改める。

第三十二条中「対象事業が」を「配慮書対象事業若しくは対象事業(以下この条において「対象事業等」という。)が」に、「当該対象事業又は対象事業」を「当該対象事業等又は対象事業等」に、「対象事業について」を「対象事業等について」に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

第四条の八の規定は、法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業について準用する。この場合において、第四条の八第一項中「前条の書類の送付を受けた」とあるのは「法第三条の七第一項(法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により意見を求められた」と、「配慮書事業者」とあるのは「法第三条の七第一項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書について」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書について」と、同条第二項中「配慮書について」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書について」と、「第四条の四に規定する」とあるのは「関係する」と、同条第三項中「勘案すると

ともに前条の書類に記載された意見に配慮する」とあるのは「勘案する」と読み替えるものとする。

第三十三条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第三十七条中「事業者」を「配慮書事業者及び事業者」に改める。

第四十条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三章第一節の規定は、災害の発生その他の特別の事情により、緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。

第四十一条第一項第二号中「記載をした」の下に「配慮書、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第七項から第十項までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条、第十四条又は第二十一条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る奈良県環境影響評価条例第五条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第十二条第一項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第十九条第二項に規定する環境影響評価書について適用する。

3 新条例第七条の二の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。

4 新条例第二十九条の二の規定は、施行日以後に新条例第二十九条の届出を行った事業について適用する。

5 新条例第三十三条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に法第三条の七第一項(法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定により意見を求められた場合について適用する。

6 新条例第三十四条の二の規定は、施行日以後に法第三十八条の三第一項に規定する送付を行った事業について適用する。

7 第二条の規定による改正後の奈良県環境影響評価条例(以下「第二条による改正後

の条例」という。) 第四条の二から第四条の八までの規定(第二条による改正後の条例第三十三条第一項の規定において準用する第四条の八の規定を含む。)は、附則第一項ただし書の規定による施行の日(以下「ただし書施行日」という。)前に方法書を公告した事業については、適用しない。

8 第二条による改正後の条例第五条第一項及び第二項の規定は、ただし書施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。

9 ただし書施行日以後に第二条による改正後の条例第四条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、ただし書施行日前において、第二条による改正後の条例第三章第一節の規定の例による第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

10 前項の規定による手続が行われた第二条による改正後の条例第四条の二に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、第二条による改正後の条例の相当する規定によりただし書施行日に行われたものとみなす。